

第2章 環境の概要

1 大気環境

2 水環境

3 公害苦情

4 ごみとリサイクル

5 歴史・文化

6 地球環境

7 協働と参画

1 大気環境

(1)大気汚染の現況

大気汚染は、工場や自動車等がエネルギー源として、石炭・石油等の化石燃料[※]を大量に消費することが原因となって起こります。

原因物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・煤塵等の濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育などに影響を及ぼすため、大気汚染の環境基準が定められており、これを達成するため大気汚染状況の把握や各種事業所の排出指導などの対策を行っています。

県は、一般環境大気測定局(塩竈局:塩竈市役所屋上)及び自動車排出ガス測定局(塩竈自排:中の島公園内)を設置し、大気汚染物質の測定を実施しております。

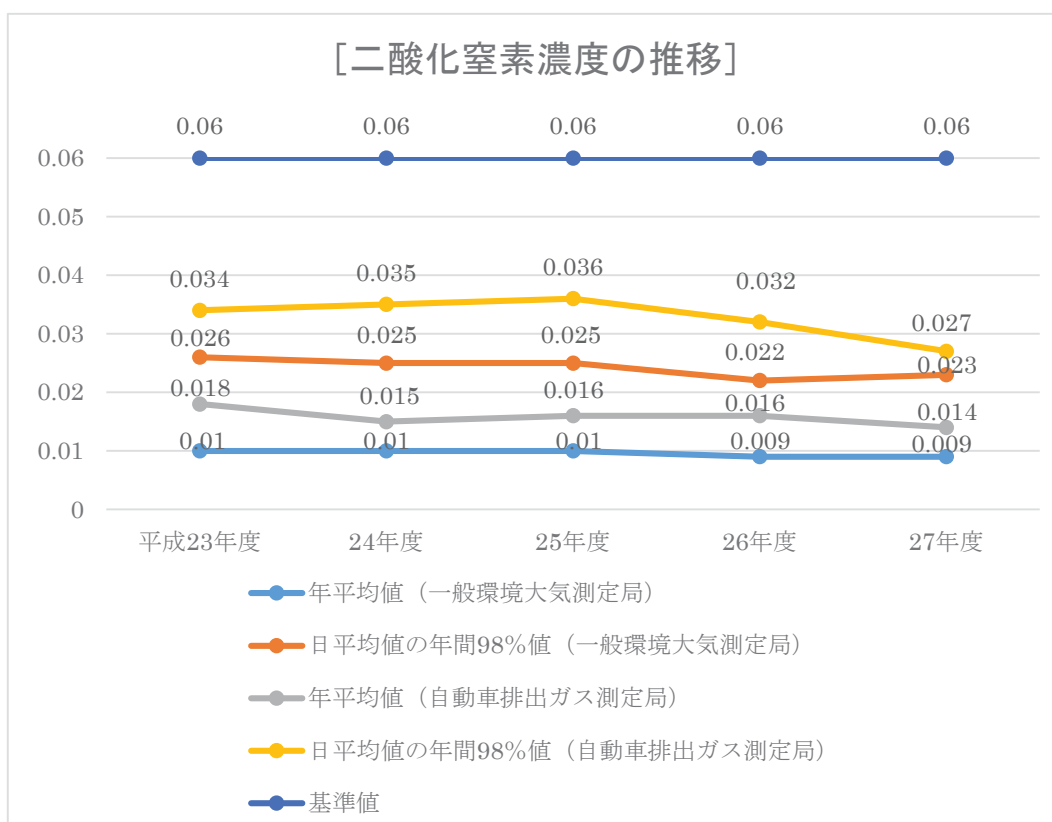
発生源対策として、工場・事業場の排気に関しては「大気汚染防止法」及び「宮城県公害防止条例」により規制物質を指定して指導を行っています。緊急時には「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」に基づいて光化学スモッグ注意報等を発令、伝達するための連絡体制を組織しており、年に一度訓練を行っています。

自動車排出ガスについては、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づき、「エコドライブ[※]運動」等を行い、アイドリングストップ[※]の推進や電気自動車・ハイブリット車へ変更するなどの排出量削減に取り組んでいます。

① 二酸化窒素[※]

二酸化窒素は、燃焼によって窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、その大部分は一酸化窒素として大気中に排出され大気中で酸化して二酸化窒素となり、喉や肺など呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあります。市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定しており、平成10年度以降は、どちらの測定局でも環境基準以内となっています。

(ppm)



※化石燃料/石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油プランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

※エコドライブ/ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がげることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

※アイドリングストップ/停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

※二酸化窒素(NO_2)／一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

●窒素酸化物(NO・NO₂・NO+NO_x)経年変化

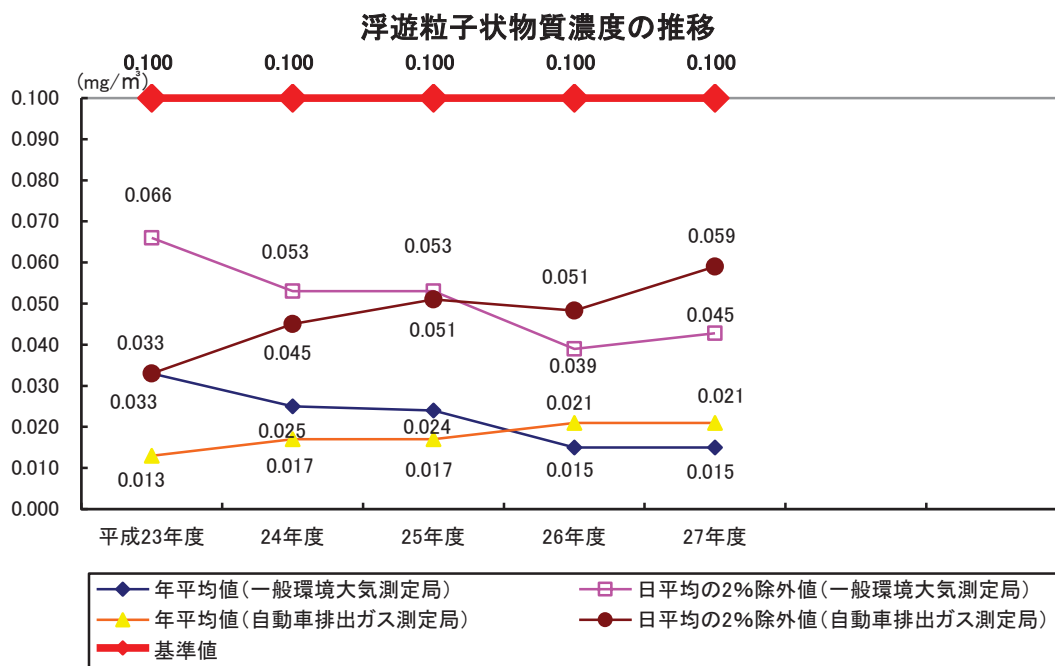
| 区分 | | | | 平成 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---|--|---------------------------------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 一般 環境 大気 測定局 | 一酸化 窒素 (NO) | 年平均値 | (ppm) | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.002 | 0.003 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.213 | 0.197 | 0.132 | 0.143 | 0.159 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.020 | 0.019 | 0.015 | 0.012 | 0.013 |
| | 二酸化 窒素 (NO ₂) | 年平均値 | (ppm) | 0.010 | 0.010 | 0.010 | 0.009 | 0.009 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.078 | 0.052 | 0.059 | 0.055 | 0.06 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.026 | 0.025 | 0.025 | 0.022 | 0.023 |
| | 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 窒素 酸化物 (NO+ NO ₂) | 年平均値 | (ppm) | 0.013 | 0.013 | 0.013 | 0.011 | 0.012 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.291 | 0.241 | 0.178 | 0.194 | 0.203 |
| 日平均値の年間98%値 | | (ppm) | 0.046 | 0.044 | 0.040 | 0.034 | 0.036 | |
| 年平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) | | (%) | 77.8 | 76.4 | 76.9 | 79.7 | 78.0 | |
| 自動車 排出 ガス 測定局 | 一酸化 窒素 (NO) | 年平均値 | (ppm) | 0.018 | 0.016 | 0.017 | 0.016 | 0.013 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.337 | 0.205 | 0.215 | 0.274 | 0.148 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.050 | 0.053 | 0.056 | 0.057 | 0.028 |
| | 二酸化 窒素 (NO ₂) | 年平均値 | (ppm) | 0.018 | 0.015 | 0.016 | 0.016 | 0.014 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.085 | 0.069 | 0.068 | 0.080 | 0.059 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | (日) | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| | | | (%) | 0.0 | 0.6 | 0.8 | 0.0 | 0.0 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.034 | 0.035 | 0.036 | 0.032 | 0.027 |
| | 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 窒素 酸化物 (NO+ NO ₂) | 年平均値 | (ppm) | 0.036 | 0.031 | 0.032 | 0.032 | 0.027 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.422 | 0.265 | 0.274 | 0.315 | 0.202 |
| 日平均値の年間98%値 | | (ppm) | 0.080 | 0.087 | 0.091 | 0.089 | 0.051 | |
| 年平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) | | (%) | 48.8 | 49.1 | 48.3 | 48.9 | 52.6 | |

(資料)宮城県環境白書

② 浮遊粒子状物質*

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径10 μm 以下の粒子状物質のことで、気管や肺まで到達し呼吸器系に影響を及ぼす恐れがあり、一般的には工場・事業場の排出ガスに加え、自動車排出ガスも一因であると考えられています。

市内では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局で測定し、年平均値は昨年と同様で推移しており、どちらの測定局でも環境基準*以内となっています。



| 区分 | | 平成23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------|----------------------------|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 一般環境大気観測局 | 年平均値 | (mg/m³) 0.033 | 0.025 | 0.024 | 0.015 | 0.015 |
| | 1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合 | (時間) 6 (%) 0.1 | 0 0.0 | 2 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 |
| | 日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合 | (日) 0 (%) 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m³) 0.315 | 0.160 | 0.763 | 0.093 | 0.166 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m³) 0.066 | 0.053 | 0.053 | 0.039 | 0.045 |
| 自動車排出ガス測定局 | 年平均値 | (mg/m³) 0.013 | 0.017 | 0.017 | 0.021 | 0.021 |
| | 1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合 | (時間) 0 (%) 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 |
| | 日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合 | (日) 0 (%) 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m³) 0.096 | 0.148 | 0.182 | 0.170 | 0.143 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m³) 0.033 | 0.045 | 0.051 | 0.051 | 0.059 |

(資料)宮城県環境白書

※浮遊粒子状物質(SPM)／粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

※環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下である。

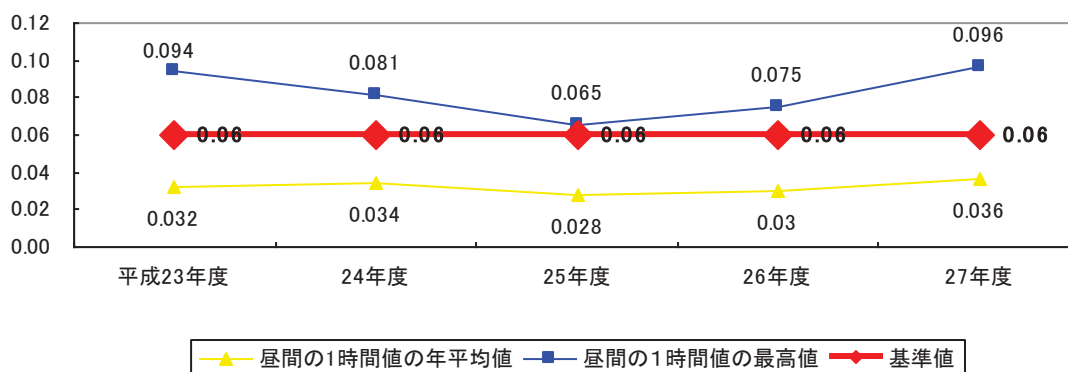
※平成23年度は有効測定日数未満のため測定値は参考値となります。

③ 光化学オキシダント*

光化学オキシダントは、大気中で窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質で、目や喉などの粘膜に影響を及ぼす恐れがあり、光化学オキシダント濃度が0.12ppmという状態が長期間に及ぶと判断された時は、光化学スモッグ注意報が発令されます。

市内では、一般環境大気測定局で測定していますが、全国的にみても光化学オキシダントの環境基準達成率は大変低い状況であり、本市でも環境基準を達成していません。

光化学オキシダント濃度の推移



※環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。

※光化学オキシダント(OX)/大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。オゾン・アルデヒド類など。

④ 一酸化炭素

一酸化炭素は、炭素を含む物質が不完全燃焼を起こした時に発生する物質で、その発生源のほとんどが自動車です。血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素の供給能力を阻害して中枢神経に影響を及ぼす恐れがあります。

市内では、自動車排出ガス測定局で測定していますが、平成28年度は環境基準以内となっています。

⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)*

大気中に浮遊している2.5 μm (1 μm は1mmの千分の一)以下の小さな粒子のことです。(μm マイクロ)粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されています。

県内21局で測定しており、平成28年度は注意喚起を行うような濃度は観測されませんでした。

※微小粒子状物質(PM2.5)/大気中に浮遊している2.5 μm (1 μm は1mmの千分の一)以下の小さな粒子のこと。(μm マイクロ)粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されている。

(2) 悪臭の現況

悪臭は、一般に人の嗅覚に直接作用して嫌悪感を与えます。近年、市街地の拡大により悪臭発生源に近接して住宅が建築されるようになり、感覚公害として問題になっています。

平成 28 年度に市に寄せられた悪臭苦情は 5 件で、発生源としては、製造業や個人住宅地から発生しました。

① 悪臭防止の取組み

市内のほぼ全域が「悪臭防止法」の指定地域になっています。市では、工場・事業場に対し排気・排水中の特定悪臭物質の規制と指導を行っています。

◆臭気指数による悪臭測定の結果(平成 28 年 6 月調査)

(単位:臭気指数)

| 測定場所 | 測定臭気指数 | 規制基準臭気指数 |
|---------|--------|----------|
| 新浜町公園付近 | 10 未満 | 15 |

◆悪臭苦情件数の推移

(単位:件)

| 区分 | 平成 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 苦情件数 | 1 | 2 | 3 | 3 | 5 |

(3) その他の大気環境問題

① 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。

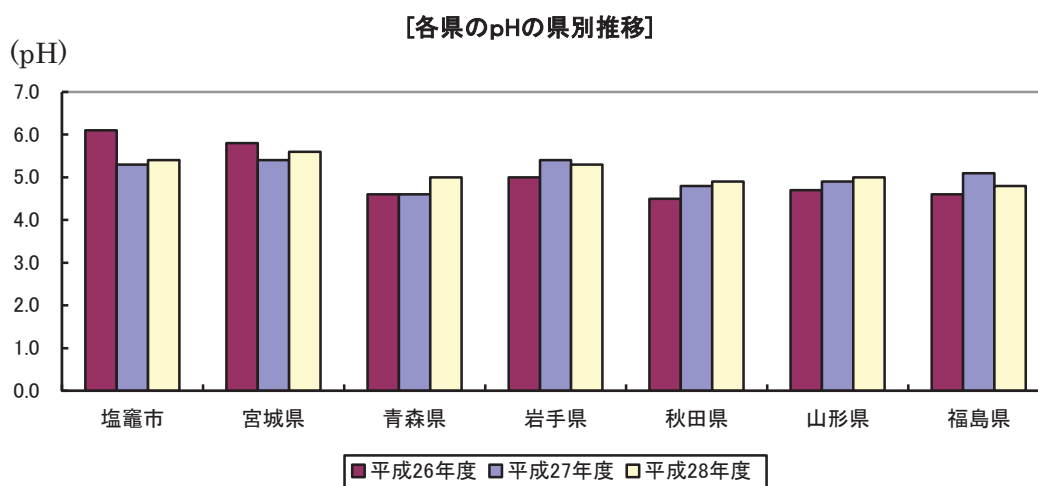
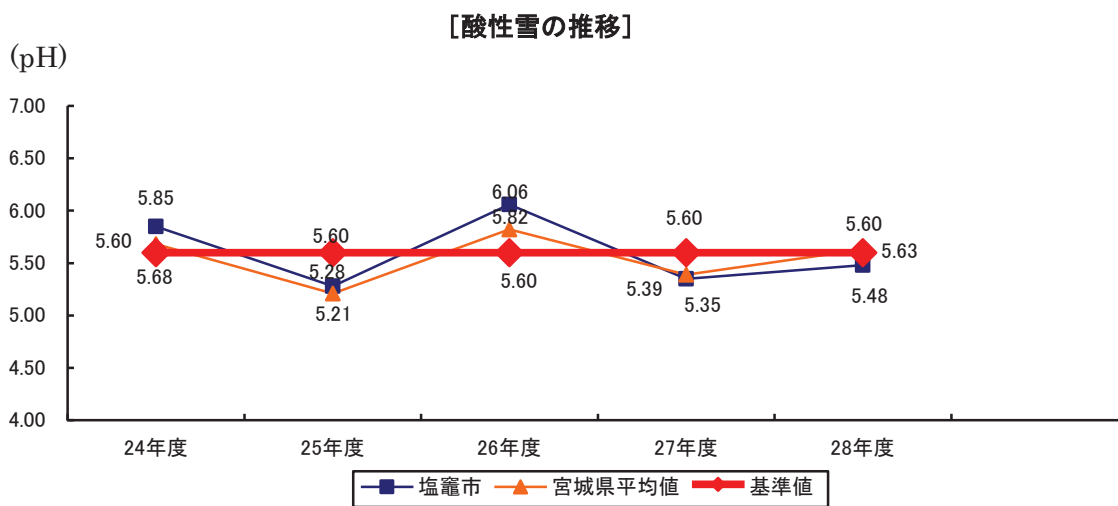
市内では、一般環境大気測定局で測定していますが、平成28年度は環境基準又は指針値(健康リスクの低減を図るための指針となる数値)が設定されている物質は、全て基準を下回っていました。

② 酸性雪※

酸性雪とは、石油や石炭等の化石燃料を燃やしたときに出る硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中へ出されると、水にとける硫酸や硝酸、塩酸などの強酸が生じ、雲（水蒸気）に取り込まれ通常より強い酸性にします。これが強い酸性をしめす雪となって地上へ降ってくるものを、酸性雪といいます。一般的には、pH5.6 以下（pH が低いほど強い酸性）の雪をさしています。

市は、東北都市環境問題対策協議会の構成市が行う酸性雪調査に参加し測定を行っています。平成28年度は、平成29年1月23日から平成29年2月20日までの4週間調査を実施しており、pH の平均値は5.48でした。

東北6県構成市の pH 平均値の範囲は4.8～5.6（総平均値5.0）であり、日本海側の pH 値は、太平洋側の pH 値よりも酸性度が強い傾向にあります。



※酸性雪/化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性のこと。通常 pH5.6 以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

2 水環境

(1) 河川・湖沼・海域の水質

① 河川の状況

本市では、公共用水域水質調査として水質測定と水生生物調査※を行っており、水質測定は、市内を流れる新町川・宮町川・石田川の5地点と貞山運河で測定し、水生生物調査は石田川の2地点で実施しています。

ここでは、測定項目のうち有機汚濁物質による水質汚濁の度合いを示すBOD※(生物化学的酸素要求量)に着目して水質を評価しました。

ア 新町川

新町川は、市内中心部を流れて松島湾に流入する都市下水路で、河川として唯一の環境基準型のC類型に指定され、基準点として常盤橋で測定を行っています。BOD環境基準内(5mg/ℓ以下)となっています。

イ 宮町川

水路的役割の宮町川は、類型指定されていませんが、平成27年度2.0mg/ℓのBOD値が観測され、環境基準内となっています。

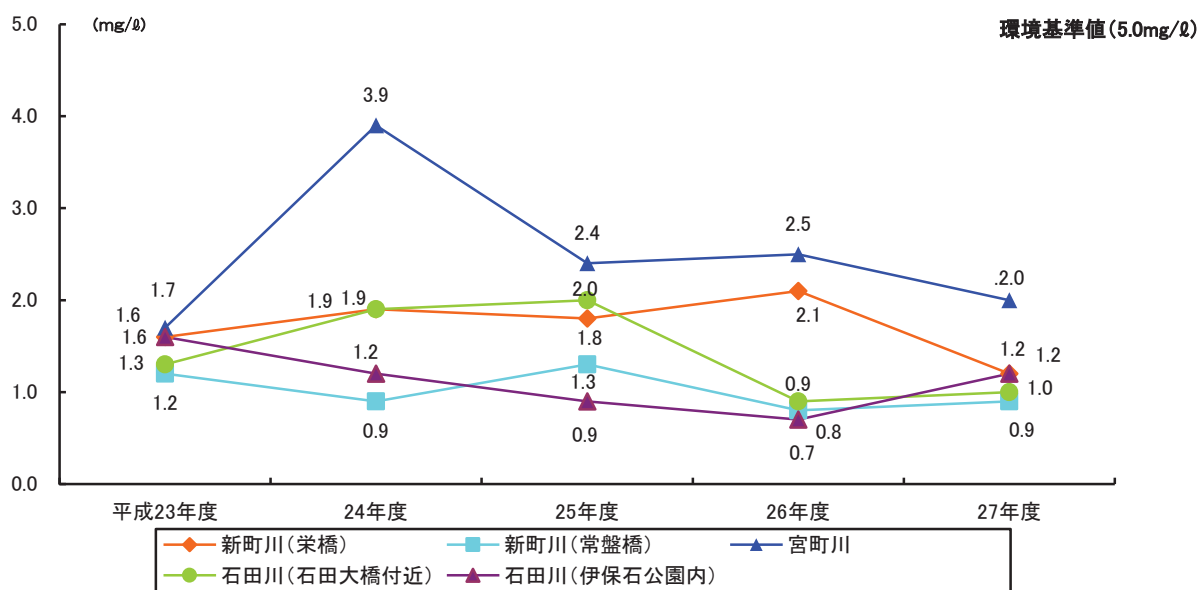
ウ 石田川

水路的小河川として親しまれている石田川は、市の北西部丘陵地帯から浜田湾に流入しており、類型指定されていませんが、2ヶ所測定点はいずれも環境基準内となっています。

エ 貞山運河

市の区域外の貞山運河は、貞山橋の七ヶ浜町側で宮城県が測定しており、C類型に指定されています。平成27年度は1.3mg/ℓのBOD値が観測され、環境基準内となっています。

〔河川の生物化学的酸素要求量(BOD)年平均値の推移〕



(資料)宮城県環境白書/塩釜地区消防事務組合環境課

オ 水生生物

水生生物調査は、石田川上流の伊保石公園内と下流の石田大橋付近の2ヶ所で行っています。

平成27年度調査では、上流の伊保石公園内の確認種数(定量調査及び定性調査の合計種数)が41種、下流の石田大橋付近での確認種数は21種となっています。

石田川は小さな河川で、水量も少なく全域で流れのある所と、淀んでいる所が混在しているとともに、下流域では海水も流入しているため生物相もきれいな水における生物と、汚い水に生息する生物が混生しています。

※水生生物調査/河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし(指標)となる16種(さわがに、ひる、いとみみずなど)について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984(昭和59)年から全国で実施されている。

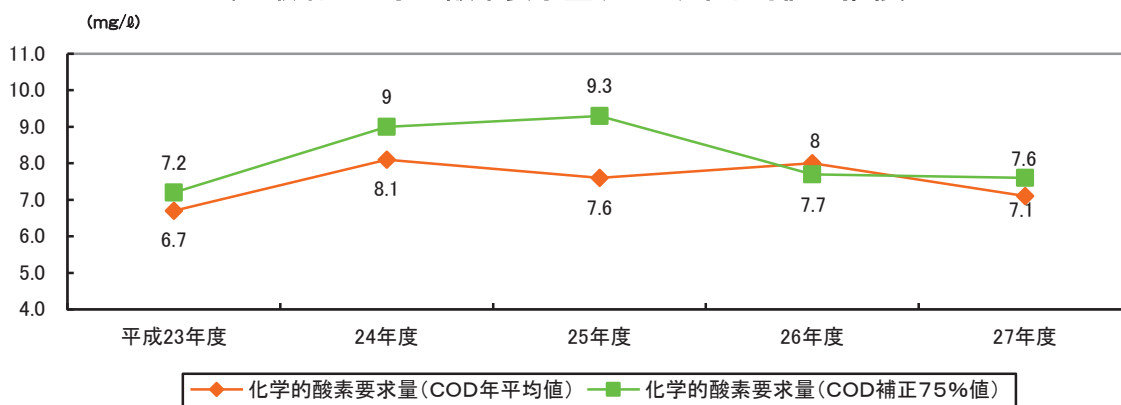
※BOD/生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。

② 湖沼の状況

市の南西部には、塩竈市、多賀城市、利府町にまたがる加瀬沼があり、環境基準の類型指定はありませんが、県が加瀬沼出口で水質調査を行っています。

湖沼では、COD※(化学的酸素要求量)に着目して評価しますが、沼出口では、長年、沼底に溜まった水生植物の影響もあり、近年のCOD年平均値に大きな変化は見られません。

【加瀬沼の化学的酸素要求量(COD)年平均値の推移】



※COD/化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。

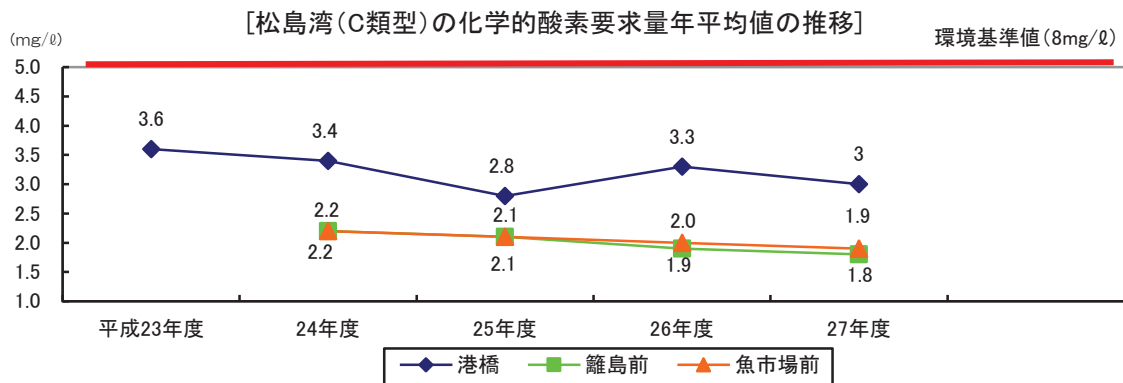
③ 海域の状況

市内の河川が流れ込む松島湾では、環境基準の類型指定になっている3水域で県が測定を行っています。

類型指定地点は、桂島(A類型)、馬放島西・西浜(七ヶ浜町 B類型)、港橋・籬島前・魚市場前(C類型)で、沖合いの地点ほど環境基準が厳しく設定されています。

平成27年度は、B類型の2地点及びC類型の3地点は基準値以内でありましたが、A類型の桂島が2.6 mg/lと基準値を超過していました。

(A類型の環境基準値は2.0 mg/lです。)



※平成 23 年度の籬島前、魚市場前については未調査。

(2) 下水道の普及の状況

① 生活排水[※]処理の状況

平成 28 年度末の下水道水洗化人口は 53, 099 人、水洗化普及率は 96. 6% です。また、処理区域人口は、54, 547 人で 99. 3% に達しています。下水道整備が完了するまでは、し尿処理施設の維持が必要になるため、市では、松島湾の排出基準が強化されるのを契機に、近隣 1 市 3 町と塩釜地区環境組合(現塩釜地区消防事務組合環境課)を発足させ、広域でし尿処理施設の建設を行い、平成 11 年度から供用開始しています。

◆生活排水処理形態別人口(平成28年度末現在)

| 区分 | 人口(人) |
|-------------|--------|
| 行政区域内 | 54,959 |
| 污水处理区域内 | 54,547 |
| 水洗化 | 53,099 |
| 漁業集落排水処理施設等 | 164 |
| 合併処理浄化槽 | 210 |
| 単独処理浄化槽等 | 38 |

(資料)塩竈市下水道課・塩竈市環境課

※生活排水/し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

※漁業集落排水処理施設/雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

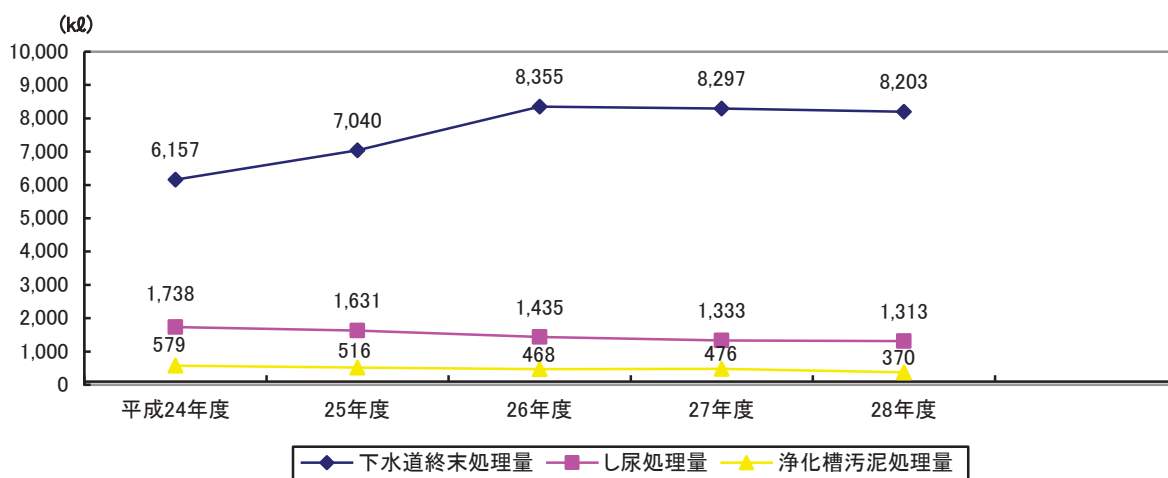
※合併処理浄化槽/単独処理浄化槽/し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

② 下水道整備の状況

市では、市民の快適な暮らしと、閉鎖水域である松島湾の水質汚濁防止のため、昭和33年から下水道整備を始めました。

昭和53年に仙塩流域下水道終末施設との一部接続により下水道普及率が向上し、し尿処理及び浄化槽汚泥処理が大幅に減少しています。

〔下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移〕



(資料)塩竈市下水道課・塩竈市環境課

◆下水道、し尿、浄化槽汚泥処理量の推移 (単位:kℓ)

| 区分 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 下水道終末処理量 | 6,157 | 7,040 | 8,355 | 8,297 | 8,203 |
| し尿処理量 | 1,738 | 1,631 | 1,435 | 1,333 | 1,313 |
| 浄化槽汚泥処理量 | 579 | 516 | 468 | 476 | 370 |

(資料)塩竈市下水道課・塩竈市環境課

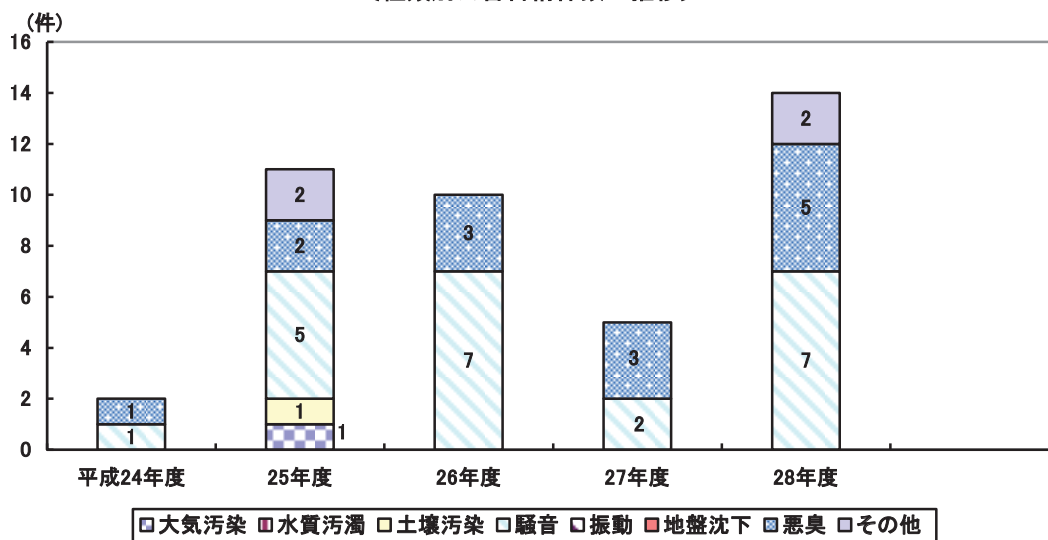
3 公害苦情

(1) 公害苦情の現状

平成28年度の公害苦情件数は14件で、感覚公害と呼ばれる騒音・悪臭などに関する苦情が大半を占めています。

また、環境基本法※において公害※として列挙されたものを「典型7公害」と呼び、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭に分類されていますが、これらに係る発生源別の近年の苦情は、工事業、製造業、家庭生活を発生源とする苦情が主なものとなっています。

〔種類別公害苦情件数の推移〕



◆種類別公害苦情件数の推移

(単位: 件)

| 区分 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 大気汚染 | | 1 | | | |
| 水質汚濁 | | | | | |
| 土壌汚染 | | 1 | | | |
| 騒音 | 1 | 5 | 7 | 2 | 7 |
| 振動 | | | | | |
| 地盤沈下 | | | | | |
| 悪臭 | 1 | 2 | 3 | 3 | 5 |
| その他 | | 2 | | | 2 |
| 合計 | 2 | 11 | 10 | 5 | 14 |

(資料) 塩竈市環境課

※環境基本法／日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993(平成5)年成立。

※公害/環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

◆発生源別公害苦情件数の推移(典型7公害) (単位:件)

| 区分 | 平成 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------|------------|------|------|------|------|
| 農業・漁業 | | | | | |
| 工事業 | | 1 | 2 | | 2 |
| 製造業 | 1 | | 2 | 3 | 6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | |
| 運輸・通信業 | | | 1 | | 1 |
| サービス業 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 家庭生活 | | 7 | 2 | 1 | 4 |
| // (ペット) | | | | | |
| 道路 | | | | | |
| その他 | | 1 | 1 | | |
| 不明 | | | 1 | | |
| 合計 | 2 | 11 | 10 | 5 | 14 |

(資料)塩竈市環境課

① 公害苦情の対策

市への公害苦情は、環境課が中心となり関係各課及び保健所等と協力して解決にあたり、典型7公害については、それぞれ定められた法律や条例等に基づき規制や指導を行っています。

公害苦情のうち、典型7公害でも規制的に規制の対象にならない苦情や規制のないその他の苦情については、当事者相互の話し合いによって自主的に解決が得られるように、市が間に入り調整を行っています。苦情の解決には、お互いの立場や心情を理解する思いやりと、同じ居住者として住み良い環境を作るための協力が必要です。

(2)地盤沈下

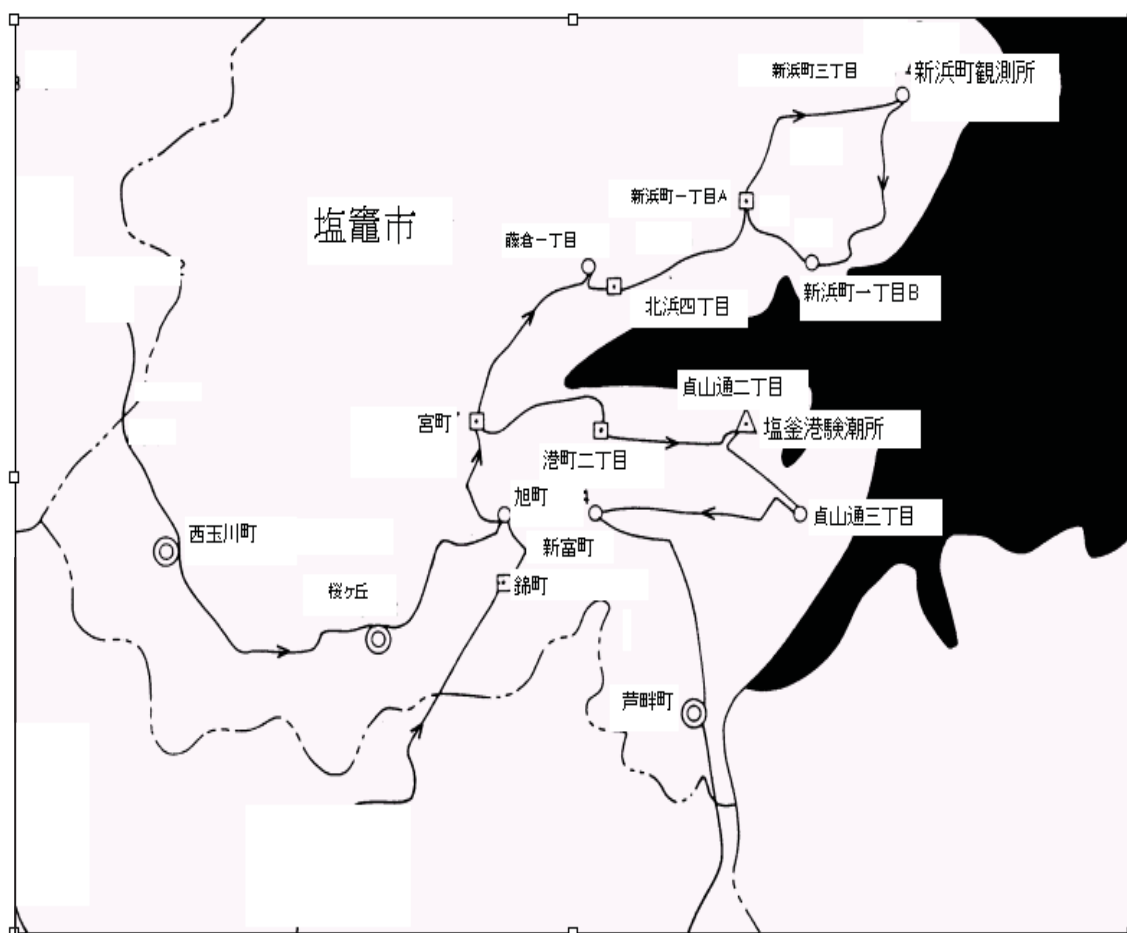
地盤沈下とは、地下水の過剰採取等によって広範囲の地盤が徐々に沈んでいく現象で、長い期間をかけて少しずつ沈むので確認が難しく、一度沈下が始まると復元はしません。本市での沈下の原因は、一般的に地盤沈下の原因と考えられる地下水汲み上げによるものではなく、水を多く含んだ地盤が建物などの重みにより自然に沈んでいく圧密沈下と呼ばれる埋立地に見られる現象によるものです。地盤沈下の被害として確認されているのは次のとおりです。

- ◎建物が抜け上り、基礎部分に亀裂が生じる。
- ◎道路上でマンホールが抜け上がり、自動車走行が困難になる。
- ◎水路が排水機能を果たさず汚水が留まる。
- ◎地下埋設物(ガス管・水道管等)の破損等の災害による危険性があります。

① 地盤沈下の現状

市では、昭和49年から毎年、市内の15地点（現在）で水準測量調査を行ってきましたが、近年は大部分の地域で沈下量の減少及び鎮静化がみられることから、平成19年から隔年測量となりました。

これは仙台平野地域として、国土地理院、宮城県、隣接市町との協力で実施（9点）されるものと、市独自で実施（6点）するものがあります。これらの地点では、毎年、深刻な地盤沈下が観測されており、平成22年度調査までは、北浜四丁目と新浜町三丁目の9mm程度を除き、小幅な沈下となっていました。平成24年度は東日本大震災の影響により、すべての調査地点で200mmを超える沈下となりました。平成27年度は震災後の余効変動のため隆起傾向となっております。3年ごとの調査のため、平成28年度は調査していません。



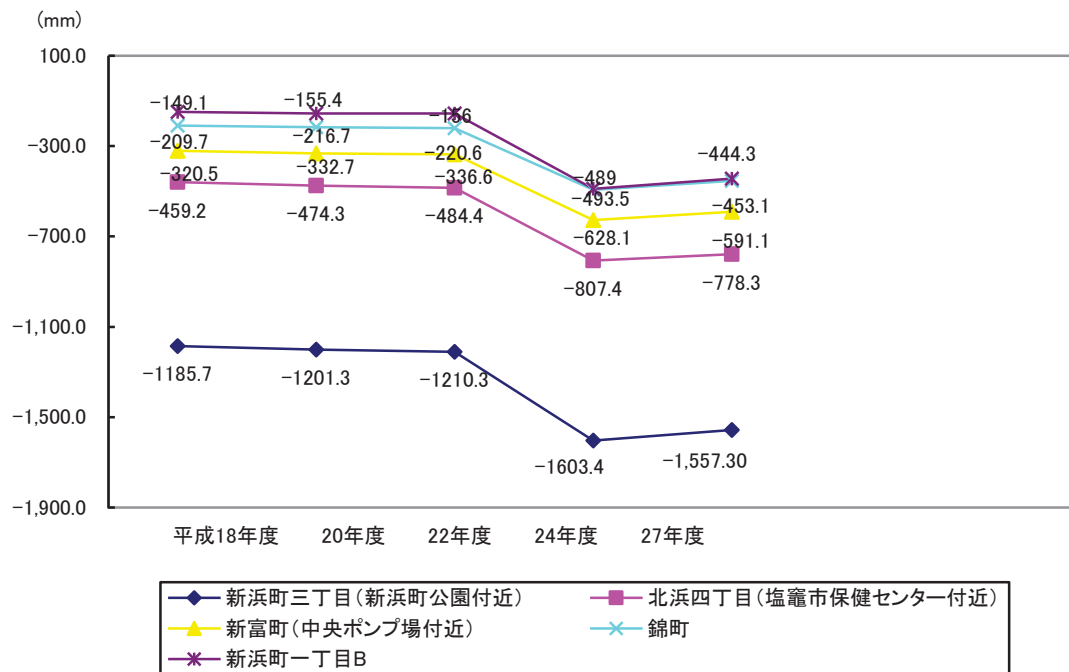
◆単年度地盤沈下変動量

(単位:mm)

| 調査地点 | 平成 18 年度 | 20 年度 | 22 年度 | 24 年度 | 27 年度 |
|--------|----------|-------|-------|--------|-------|
| 錦町 | -4.0 | -7.0 | -3.9 | -272.9 | +40.4 |
| 港町二丁目 | -3.7 | -7.9 | -2.4 | -273.7 | +30.3 |
| 宮町 | -2.3 | -5.6 | -0.3 | -253.6 | +42.6 |
| 北浜四丁目 | -8.0 | -15.1 | -9.7 | -323.4 | +29.1 |
| 新浜町一丁目 | -3.5 | -5.6 | -1.9 | -270.9 | +46.4 |
| 芦畔町 | -5.0 | -11.4 | -0.2 | -301.3 | — |
| 西玉川町 | -3.2 | -3.8 | -1.0 | -253.0 | +38.0 |
| 桜ヶ丘 | -2.1 | -8.8 | 0.5 | -251.1 | +42.2 |
| 貞山通二丁目 | -3.7 | -6.1 | -0.3 | -262.7 | +45.7 |
| 新富町 | -4.8 | -12.2 | -0.9 | -294.5 | +37.0 |
| 貞山通三丁目 | -3.5 | -7.1 | 0.3 | -265.4 | +45.7 |
| 旭町 | -2.3 | -5.2 | -0.6 | -253.7 | +37.0 |
| 藤倉一丁目 | -3.0 | -5.7 | 0.5 | -258.7 | +43.3 |
| 新浜町一丁目 | -2.9 | -6.3 | -0.6 | -333.0 | +44.7 |
| 新浜町三丁目 | -8.6 | -15.6 | -9.0 | -393.1 | +46.1 |

(資料)仙台平野地盤沈下調査水準測量

[累積地盤沈下変動量の推移]



(注)変動量が多い5ヶ所をグラフ化しています。

◆累積地盤沈下量の推移(10cm以上の沈下地点)

| 調査地点 | 昭和49年度からの累積変動量(mm) | | | | |
|---------|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成18年度 | 20年度 | 22年度 | 24年度 | 27年度 |
| 新浜町三丁目 | -1,185.7 | -1,201.3 | -1,210.3 | -1,603.4 | -1,557.3 |
| 北浜四丁目 | -459.2 | -474.3 | -484.4 | -807.4 | -778.3 |
| 新富町 | -320.5 | -332.7 | -336.6 | -628.1 | -591.1 |
| 錦町 | -209.7 | -216.7 | -220.6 | -493.5 | -453.1 |
| 芦畔町 | -202.8 | -214.2 | -215.0 | -516.3 | — |
| 新浜町一丁目B | -149.1 | -155.4 | -156.0 | -489.0 | -444.3 |
| 新浜町一丁目A | -122.5 | -128.1 | -130.0 | -400.9 | -354.5 |
| 宮町 | -105.9 | -111.5 | -111.8 | -365.4 | -322.8 |
| 港町二丁目 | -97.9 | -105.8 | -108.2 | -381.9 | -351.6 |

(資料)仙台平野地盤沈下調査水準測量

(注)平成17年度までは毎年調査をしていたが、平成18年度からは2年ごとに調査を実施。平成24年度からは3年ごとに調査を実施。調査地点の新浜町一丁目Bは昭和50年度に移転、宮町は昭和58年度に北浜四丁目及び芦畔町は昭和59年度に再設。平成24年度分は、東日本大震災の影響により沈下量は参考値。

(注)平成20年度の調査地点を平成27年度も同様に調査しています。

(3)騒音・振動

① 騒音・振動の現況

騒音・振動は、人に心理的・感覚的な不快感や嫌悪感を与えます。

騒音に係る苦情の発生源は主に、工場・事業場、建設工事、自動車及び日常生活など多様です。平成28年度の騒音苦情件数は7件でした。

◆発生源別騒音苦情件数の推移

(単位:件)

| 区分 | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------|--------|------|------|------|------|
| 工 事 業 | | 1 | 2 | | 2 |
| 製 造 業 | 1 | | 1 | 1 | 2 |
| 運 輸 ・ 通 信 業 | | | 1 | | 1 |
| サ ー ビ ス 業 | | | 1 | 1 | |
| 公 務 | | | | | |
| 家 庭 生 活 | | 4 | 1 | | 2 |
| // (ペ ッ ト) | | | | | |
| 道 路 | | | | | |
| そ の 他 | | | 1 | | |
| 合 計 | 1 | 5 | 7 | 2 | 7 |

(資料)塩竈市環境課

② 自動車騒音に係る苦情

自動車騒音に関しては「騒音規制法」で基準が定められており、「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づいて対策に取り組んでいます。

平成28年の等価騒音レベル測定値をみると、仙台塩釜線、北浜沢乙線、玉川利府線ともに、昼・夜とも要請限度は下回っているものの、環境基準値を上回る騒音レベルとなっています。

◆自動車騒音測定状況：地点評価（平成 27、28 年度測定） （単位：dB[※]）

| 路線名 | 観測地点名 | 環境基準 地域類型 | 車線数 | 等価騒音レベル測定値（環境基準値／要請限度 [※] ） | | |
|-------|-------|--------------|-----|--------------------------------------|--------------|--------------|
| | | | | 年度 | 昼 6:00～22:00 | 夜 22:00～6:00 |
| 仙台塩釜線 | 舟入一丁目 | C | 2 | 平成 27 年度 | 71.9(70/75) | 67.0(65/70) |
| | | | | 平成 28 年度 | 72.4(70/75) | 67.7(65/70) |
| 北浜沢乙線 | 北浜四丁目 | C | 3 | 平成 27 年度 | 71.0(65/75) | 67.5(60/70) |
| | | | | 平成 28 年度 | 68.1(65/75) | 64.3(60/70) |
| 玉川利府線 | 玉川一丁目 | B | 2 | 平成 27 年度 | 70.2(65/75) | 67.2(60/70) |
| | | | | 平成 28 年度 | 70.7(65/75) | 67.4(60/70) |

※dB[A]／音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dB またはdB[A]で表示する。

※要請限度／騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

◆自動車騒音測定の状態：面的評価(平成 27 年度測定)

| 路線名 | 観測地点名 | 評価対象住居等戸数 | 環境基準達成戸数(戸) | | | 環境基準達成率(%) | | |
|-----------|------------------|-----------|-------------|----|---|------------|------|-----|
| | | | 全日 | 昼 | 夜 | 全日 | 昼 | 夜 |
| 国道 45 号線 | 花立町 22～花立町 1 | 240 | 240 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 花立町 1～尾島町 24 | 231 | 231 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 尾島町 24～港町二丁目 6 | 50 | 50 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 海岸通～北浜四丁目 | 320 | 320 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 北浜四丁目～北浜四丁目 | 32 | 32 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 北浜四丁目～新浜町一丁目 | 37 | 27 | 10 | 0 | 73.0 | 27.0 | 0.0 |
| | 新浜町一丁目～新浜町二丁目 | 24 | 24 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 新浜町二丁目～杉の入三丁目 | 1 | 1 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 仙台塩釜線 | 杉の入三丁目～青葉ヶ丘 39 | 14 | 10 | 1 | 0 | 71.4 | 7.1 | 0.0 |
| | 芦畔町 15-20～牛生町 9 | 50 | 50 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 牛生町 9～中の島 5 | 41 | 33 | 1 | 0 | 80.5 | 2.4 | 0.0 |
| 塩釜吉岡線 | 中の島 5～港町 2 丁目 16 | 20 | 11 | 1 | 0 | 55.0 | 5.0 | 0.0 |
| | 大日向町～大日向町 | 16 | 16 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 宮町 2～赤坂 10 | 237 | 237 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 塩釜七ヶ浜多賀城線 | 赤坂 10～栄町 9 | 181 | 180 | 0 | 1 | 99.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 南町～錦町 | 291 | 291 | 0 | 0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 |

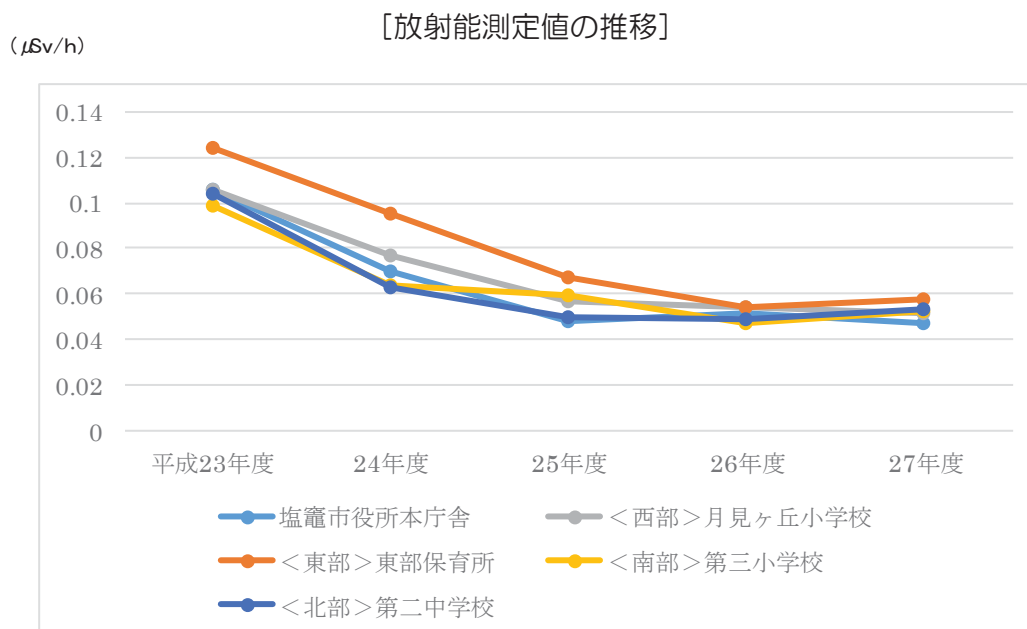
(資料)宮城県環境白書

(4) 放射性物質

東日本大震災の発災後平成23年7月1日から、塩竈市役所本庁舎、〈東部〉東部保育所、〈西部〉月見ヶ丘小学校、〈南部〉第三小学校、〈北部〉第二中学校の5地点で定期的に放射線測定を行っています。

文部科学省の暫定基準では、屋外活動の制限は、1.0($\mu\text{Sv}/\text{h}$)マイクロシーベルト毎時以上としています。測定値はいずれも暫定基準を大きく下回って推移しています。

塩竈市役所本庁舎では、平成23年7月1日に0.106マイクロシーベルト毎時であったものが、その後徐々に低下し、平成25年7月1日には0.048マイクロシーベルト毎時に大幅に低下しています。



(単位: マイクロシーベルト毎時 $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

4 ごみとリサイクル

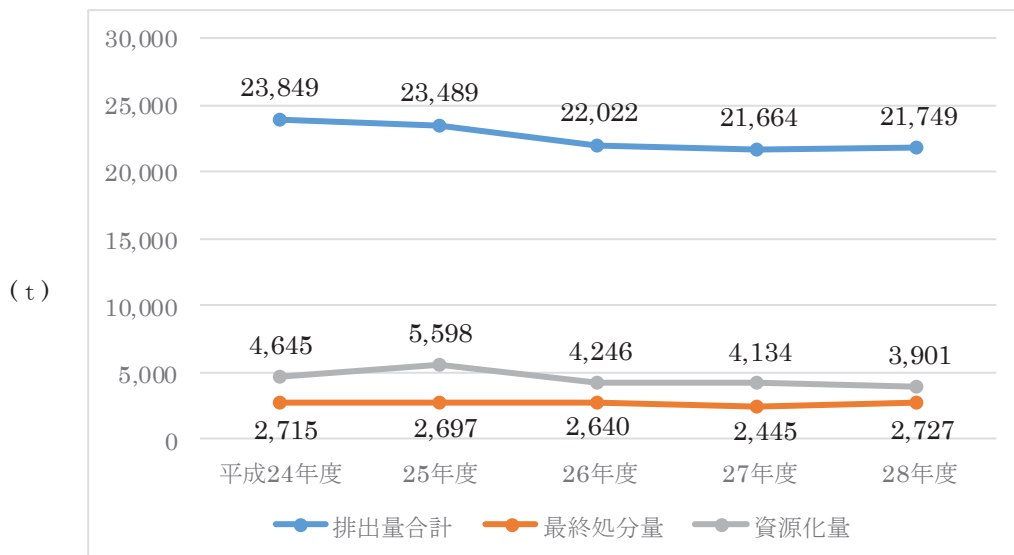
(1) ごみとリサイクルの現況

塩竈市のごみの総排出量は減少傾向にあり、平成28年度は21,749トンで、生活系ごみ量が61.7%、事業系ごみ量が38.3%となっています。

平成28年度の埋立処理を行う最終処分量は2,727トン、資源化量は3,901トンで、ともに減少しています。

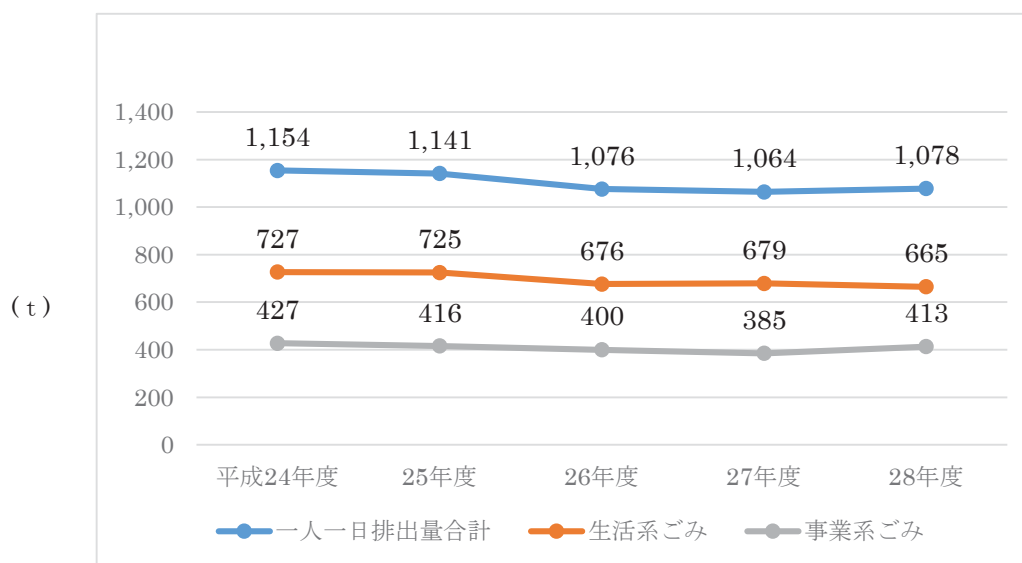
また、近年一人一日あたりごみ排出量は、全体としてはやや減少が見られます。

〔ごみの排出量・最終処分量・資源化量の推移〕



(資料)塩竈市環境課

〔一人一日あたりごみ排出量の推移〕



(資料)塩竈市環境課

◆ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、g/人日)

| 区分 | | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総排出量 | | 23,849 | 23,489 | 22,022 | 21,664 | 21,749 |
| 内訳 | 可燃物 | 17,934 | 17,585 | 16,482 | 16,437 | 16,528 |
| | 不燃物 | 1,307 | 1,356 | 1,207 | 1,036 | 1,080 |
| | 資源物 | 4,608 | 4,548 | 4,333 | 4,191 | 4,141 |
| 内訳 | 生活系ごみ量 | 15,031 | 14,940 | 14,940 | 13,830 | 13,422 |
| | 事業系ごみ量 | 8,818 | 8,549 | 7,082 | 7,834 | 8,326 |
| 一人一日排出量 | 総人口(人) | 56,641 | 56,322 | 56,067 | 55,632 | 55,238 |
| | 一人一日排出量(g/人日) | 1,154 | 1,141 | 1,076 | 1,064 | 1,078 |
| | うち生活系(g/人日) | 727 | 725 | 676 | 679 | 665 |
| | うち事業系(g/人日) | 427 | 416 | 400 | 385 | 413 |

(資料)塩竈市環境課

◆ごみの減量処理率、資源化率・リサイクル率※の状況 (単位:t、%)

| 区分 | 平成 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ処理量合計 A(t/年) | 23,849 | 23,489 | 22,022 | 21,664 | 21,749 |
| 最終処分量 B(t/年) | 2,715 | 2,697 | 2,640 | 2,445 | 2,727 |
| 資源化量 C(t/年) | 4,645 | 5,598 | 4,246 | 4,134 | 3,901 |
| 減量処理率 (A-B)÷A (%) | 88.6% | 88.5% | 88.0% | 88.7% | 87.4% |
| 資源化率 C÷A (%) | 19.4% | 23.8% | 19.2% | 19.0% | 17.9% |
| リサイクル率 (C+D)÷(A+D) (%) | 19.4% | 23.8% | 19.2% | 19.0% | 17.9% |

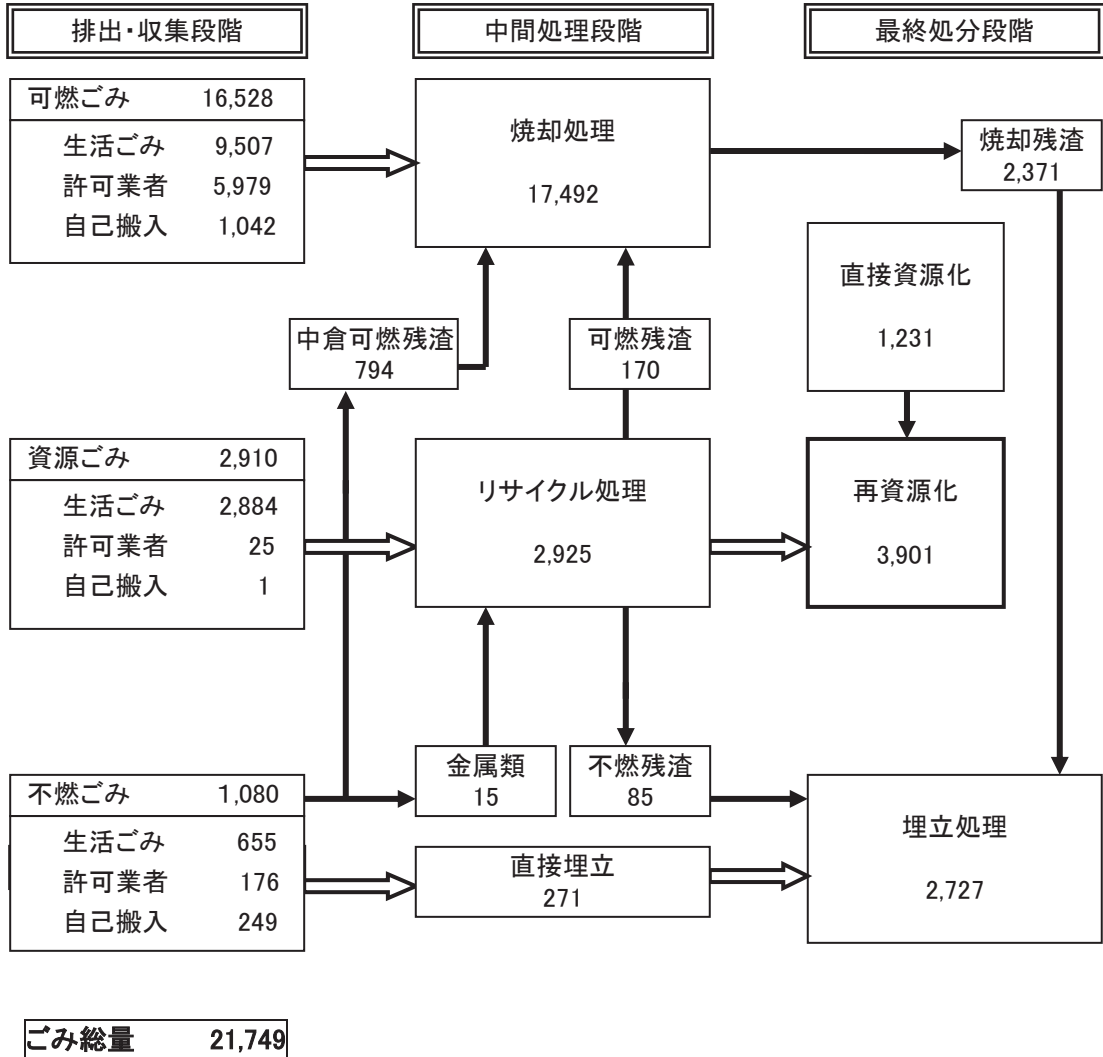
(資料)塩竈市環境課

※リサイクル率／市内で発生するごみの総量に対する再資源化ごみの量の割合のこと。
 (市の資源化量+団体回収量 D)÷(市のごみ総排出量+団体回収量 D)なお、本市では団体回収は行っておりません。

(2) ごみ処理の流れ

[ごみ処理フローシート(平成 28 年度実績)]

(単位:t)



5 歴史・文化

市内の文化財は下表に示すとおりで、鹽竈神社のある一森山と浦戸諸島に集中しています。

〔塩竈市文化財一覧〕

| 名称 | 種別 | 所有地 | 指定年月日 |
|---------------------|---------------|------------------|-------------------|
| 国指定文化財 | | | |
| 太刀 銘 来国光 | 重要文化財 | 一森山(鹽竈神社博物館) | 明治 42 年 9 月 21 日 |
| 太刀 銘 雲生 | 重要文化財 | 一森山(鹽竈神社博物館) | 明治 42 年 9 月 21 日 |
| 特別名勝松島 | 特別名勝 | 浦戸諸島 | 昭和 27 年 11 月 22 日 |
| 鹽竈神社の鹽竈ザクラ | 天然記念物 | 一森山(鹽竈神社) | 昭和 62 年 12 月 17 日 |
| 鹽竈神社 | 重要文化財 | 一森山(鹽竈神社) | 平成 14 年 12 月 26 日 |
| おくのほそ道の風景地(籬が島) | 名勝 | 新浜町(鹽竈神社) | 平成 26 年 10 月 6 日 |
| 県指定文化財 | | | |
| 多羅葉樹 | 天然記念物 | 一森山 | 昭和 45 年 10 月 30 日 |
| 藻塩焼神事 | 無形民俗文化財 | 本町(御釜神社) | 昭和 54 年 8 月 17 日 |
| 伊達家歴代藩主奉納糸巻太刀三十五振 | 有形文化財 | 一森山(鹽竈神社博物館) | 昭和 54 年 6 月 26 日 |
| カマ神(竈神面) | 有形民俗文化財 | 一森山(鹽竈神社博物館) | 昭和 60 年 5 月 24 日 |
| 市指定文化財 | | | |
| 志波彦神社 | 有形文化財 | 一森山 | 昭和 38 年 7 月 1 日 |
| 桂島貝塚 | 史跡 | 桂島 | 昭和 44 年 9 月 18 日 |
| 四口の神釜 | 有形民俗文化財 | 本町(御釜神社) | 昭和 51 年 10 月 1 日 |
| 老杉 御神木 | 天然記念物 | 一森山(鹽竈神社) | 昭和 51 年 10 月 1 日 |
| 銅鉄合製燈籠 文化燈籠 | 有形文化財 | 一森山(鹽竈神社) | 昭和 51 年 10 月 1 日 |
| 寒風沢造艦の碑 | 有形文化財 | 寒風沢 | 昭和 62 年 2 月 1 日 |
| 十二支方角石 | 有形文化財 | 寒風沢 | 昭和 62 年 2 月 1 日 |
| 塩釜村風土記 | 有形文化財 | 個人蔵 | 昭和 62 年 2 月 1 日 |
| 宮城郡塩竈村下町御蔵入茶畑御物成小割帳 | 有形文化財 | 個人蔵 | 昭和 62 年 2 月 1 日 |
| 奥鹽地名集 | 有形文化財 | 個人蔵 | 昭和 62 年 2 月 1 日 |
| 絵馬「鮭を運ぶアイヌ」 | 有形文化財 | 寒風沢神社 保管:東北歴史博物館 | 平成 10 年 7 月 1 日 |
| 鹽竈神楽 | 無形民俗文化財(民俗芸能) | (保持団体:塩竈神楽保存会) | 平成 22 年 3 月 1 日 |
| 旧塩竈市公民館 | 有形文化財 | 塩竈市長 | 平成 25 年 10 月 1 日 |
| 登録有形文化財 | | | |
| 丹六園店舗兼主屋 | 有形文化財 | 宮町 | 平成 26 年 4 月 25 日 |
| ふるさと文化財の森 | | | |
| 志波彦神社鹽竈神社境内林 | | 一森山(鹽竈神社) | 平成 29 年 3 月 14 日 |

(資料)塩竈市 HP

6 地球環境

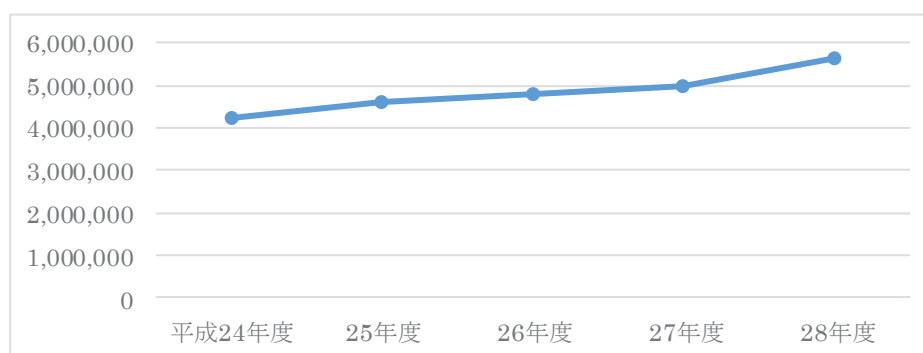
(1) エネルギー・資源

① 都市ガス消費量

都市ガス消費量については、平成15年度に製造ガスから天然ガスに切り替えられたことにより、熱量が約2.4倍になったため、ガスの消費量が大幅に減少しています。その後は横ばいになっており、4,500,000^m前後で推移しています。

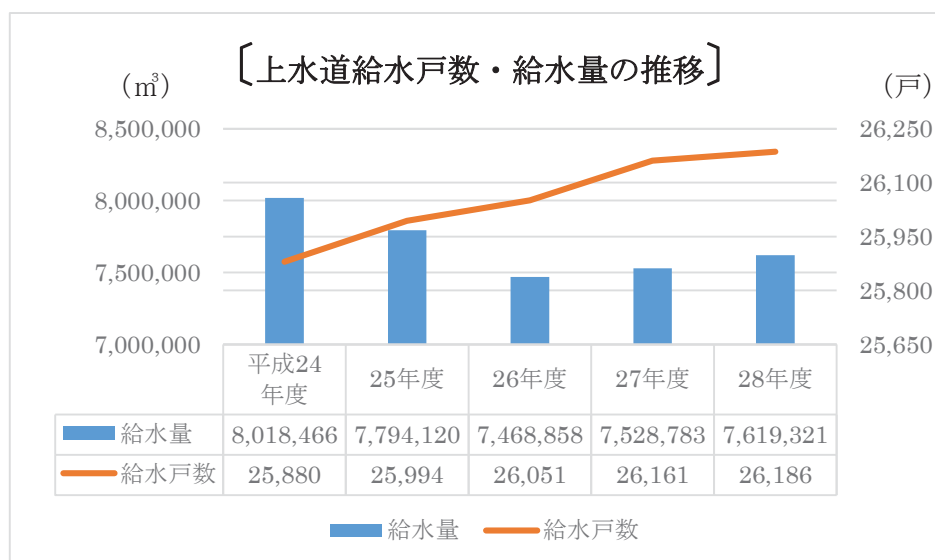
平成28年度は5,628,940^mと増加傾向にあります。

(^m) [都市ガス消費量の推移]



② 上水道給水量

上水道給水区域(行政区域外も含む)における給水戸数は、約26,000戸程度で推移しています。給水量は平成24年度と比べ、やや減少傾向にあり、平成28年度には7,619,321^mでした。



③ 電力消費量

平成28年4月からの電力自由化に伴い、本市区域内の電力消費量が把握できないため、今年度より掲載しておりません。

7 協働と参画

(1) 環境講座等開催状況

本市においては、市内小学校や町内会等を対象に、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学や正しいごみの分別方法の説明を行うごみの出し方講座などを実施しています。

◆主な環境講座等開催状況(平成 28 年度)

| 名称 | 内容 | 参加状況 | 回数 |
|----------------|---|---------------------------------------|--------|
| 施設見学会・ごみの出し方講座 | 市内の小学校や町内会等を対象に清掃工場やリサイクルセンターの施設見学・正しいごみの分別方法等の説明 | 市内小学校 280 名 町内会等 186 名 合計 466 名 | 16 回/年 |

(資料)塩竈市環境課資料

(2) 市民等の環境活動の状況

現在、下記5団体が、各種環境に関わる活動を実施しているほか、身近なところでは、各町内会により、清掃活動や公園の美化活動が実施されています。

◆市民等の環境活動状況

| 名称 | 活動状況 | 構成員数 |
|-------------------|--|----------|
| 塩釜まちづくり研究所 | まちづくり・環境・地域福祉の部会で構成され、市民講座、交流会各種研究会及び調査活動を実施 | 11 名 |
| 塩竈 花「浜街道」をつくる市民の会 | 公共施設の花壇の環境整備(年4回) 市道等の環境美化(随時) | 20 名 |
| 塩竈市花と緑の会 | 植栽と維持活動(保全)・桜の木の維持管理 | 12 名 |
| 塩竈市日本赤十字奉仕団 | 毎年、12 月上旬に本塩釜駅と塩釜駅の駅前広場の清掃を実施 | 約 70 名 |
| 塩釜さくらの会 | 桜のオーナー募集、桜の植樹や管理等 | 89 法人・個人 |
| 各町内会 | 市民清掃などをはじめ町内会エリアの公園の環境美化や側溝の清掃作業などを実施 | 162 団体 |

(資料)塩竈市資料

(3) 事業者の環境活動の状況

本市においては、塩釜市団地水産加工業協同組合で精製しているBDF燃料の利用を推進しており、平成28年度は19の事業者により利用されています。

◆BDF燃料利用状況

| | H27 | H28 |
|------|-----|-----|
| 事業者数 | 25 | 19 |

(資料)塩釜市環境課資料

(4) 小中学生の環境活動の状況

小中学生の環境活動としては、学校での美化活動・環境学習のほか、子供会などによる環境活動も実施されている。

◆小中学生の環境活動状況

| | 活動状況 | 参加人員 |
|------------------|---|------------------------------------|
| 第一小学校 みどりの少年団 | 校地及び地域の緑化活動、緑の募金活動、県や国の緑化行事への参加、 野外活動キャンプ | 少年団員 24 名 育成会員 22 名 指導員等 7 名 |
| 第二小学校 | 緑化委員会:年 10 回の委員会活動でプランターに植物を植え、水やり、除 草などを実施。 | 5,6 年:約 15 名 |
| | 保健委員会:2 月に約 10 日間校舎内のごみ拾い運動を実施 | 5,6 年:約 15 名 |
| | PTA奉仕作業:夏休み終了前に親子で教室、廊下、階段、体育館等を清 掃。 | 教職員 40 名 児童 40 名 保護者 120 名 |
| | 3 年総合的な学習の時間:9 月野々島で菜の花の苗を植える活動と一緒に 海岸のごみ拾いを実施 | 3 年児童:87 名 |
| 第三小学校 | 地区子供会:夏休みに親子でごみ拾いや草取りなど地区内の清掃活動を 実施 | 尾島・旭・南錦・舟入 花立地区 (計約 150 名) |
| | EM菌の投入:プール清掃前にEM菌をペットボトルで発酵させて、プールに 投入 | 5 年 75 名 児童 422 名 |
| | 緑の羽根の募金活動 | |
| 玉川小学校 | 愛校清掃:自分たちの学校の周りをきれいに清掃することで、学校への愛 校心を育み、校舎や校庭を大切にしようとする気持ちを育てることをねらい として実施。 | 307 名 |
| | 緑化委員会:委員会活動の一環で冬季期間を除き、毎日昼休みに水やり や除草を実施。年数回植え付け、堆肥やりを委員会活動の時間に実施。 | 12 名 |
| 月見ヶ丘小学校 | 緑化委員会:委員会活動の一環で年20回程度の校内の植物への水や り、除草、堆肥やりを実施。 | 4.5.6 年生からなる全 16 名 |
| | ペットボトルキャップ回収:年 3 回エコキャップの日を設定し集め、ポリオワ クチンとして役立てている | 1~6 年生まで 374 名 |
| | EM菌の投入:プール清掃前にEM菌をペットボトルで発酵させ、清掃を容 易にする。 | 4 年生 69 名 |
| | 開校50周年記念植樹の世話:開校記念植物の水やり、除草、堆肥やりを 実施。 | 緑化委員、教員 (全 20 名) |

| | | |
|--------|--|----------------------------------|
| 杉の入小学校 | 例年全校縦割り活動として、学校敷地内及び学校周辺の公園の美化(清掃奉仕)活動を実施 | 児童 478 名 教職員 37 名 |
| | EMづくりと発酵のさせ方の講義を受け、その後EMをペットボトルで発酵させ、プール清掃前に投入した。 | 4 学年児童 71 名 職員 2 名 |
| | 緑の羽根募金活動を行った。 | |
| | 塩竈市花と緑の会有志の方々と 6 年生によるカンナの球根植えを行った。 | 児童 34 名 有志の方々 6 名 |
| 杉の入小学校 | セブンイレブンより花の苗や球根を寄贈していただき栽培委員会が花壇に植えた。 | 児童 16 名 職員 2 名 |
| 浦戸小中学校 | 環境緑化委員による緑の羽根の募金活動 校地内の花壇の水やり | 小 5～中 3 環境緑化委員 7 名 |
| 第一中学校 | 生徒会執行部が呼びかけ、全校生徒で登下校中のゴミ拾いを行う | 343 名 |
| | 1 学年が学年ボランティア活動で地域清掃 | 110 名 |
| | ボランティア委員会が学校周辺のゴミ拾いを行う | 22 名 |
| | 吹奏楽部が中心となり、校内の花壇の整備を行う | 25 名 |
| 第二中学校 | 美化奉仕委員会及び部活動有志等による学校周辺の清掃活動、落ち葉掃き、緑化活動 | 美化奉仕委員 18 名 部活動有志等 50 名 程度 |
| 第三中学校 | 緑の羽根の募金活動、アルミ缶・エコキャップの回収、校庭のごみ拾いを実施 三小での母校清掃 | 生徒会、環境委員会 (180 名) |
| 玉川中学校 | ひろとも:4 月から 3 月までの毎月 5 日、部活動単位で東日本自動車学校と一緒に、朝の始業時間前に地域清掃(ごみ拾い)を実施 | 1 回 10～20 名程度 (全校生徒 392 名) |
| 共通 | 清掃工場やリサイクルセンター施設の見学、正しいごみの分別方法の学習等 | |

(資料)塩竈市資料